

平成19年6月25日

平成19年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

日 時 平成19年5月24日(木) 10:30～12:00
場 所 愛媛県女性総合センター 多目的ホール
講演者 内閣府国民生活局消費者企画課課長補佐 山崎速人
参加人員 300名

1 講演内容の概要について

【テーマ】消費者被害を防ぐための地域におけるリーダーの育成

(1) 国民生活における身近な安全・安心の確保について

【背景】：エレベーター、ガス瞬間湯沸し器、家庭用シュレッダー等消費者に身近な事故が、ここ数年多発

消費生活用製品安全法の一部改正（平成18年11月29日成立・平成19年5月14日施行）
・製造業者・輸入業者に、死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合には、国に事故情報を報告することを義務付けたが、一般消費者においても、重大な事故でないものについて、NITEや各自治体の消費生活相談窓口等へ情報提供するよう周知された。

内閣府において、「安全安心のための書き込み自由の事故情報データベース（仮称）」を構築予定

- ・商品自体の高度化や性能向上により、今まで考えられなかった事故が起こっている。
- ・事故情報の収集、活用が重要

ヒヤリ・ハット（＝「ヒヤリ」「ハット」）情報が大切

・一人一人が気をつけると共に、事故には至らなくとも「危なかった」ということがあった場合、消費生活センター等関係するところに情報提供することで、情報が積み重ねられ、大事故の未然防止へつながると考えられる。

(2) 消費者被害を防ぐための地域におけるリーダーの育成

【背景】消費生活相談件数は、過去最高の平成16年度からは減少傾向にあるが、その主な原因は架空請求の減少によるもので、相談内容は、複雑、悪質化。

地域における消費生活リーダーの役割

- ・消費者リーダーとは？
- | | | | |
|---|---------------------------------|-------------|---|
| ↓ | { | A 弁護士などの専門家 | } |
| | B 消費生活相談員・消費生活アドバイザーなど・行政職員 | | |
| | C 資格はないが、一定の研修を受けた又は消費者問題に詳しい市民 | | |

* 基本的には、どういう人がリーダーか限定的に考えるのではなく、消費生活に関わることで何か困っている人がいる場合、とにかく誰か聞いてあげる人が必要。
 (参照：平成 19 年 3 月『消費者教育の講師育成に関する実態調査報告書』)

- ↓
- * 弁護士等専門家という数に限りがあり、消費生活相談への対応には限界がある。
 - * 市民どうして教えあう方が、より裾野が広がっていくと考えられる。

リーダー育成の現状

- ・全国各自治体で、消費者リーダーの育成講座は、いろいろな形式で行なわれている。
- ・先駆的な取り組み例 = 東京都の世田谷区

リーダー育成の課題

行政においてリーダー育成後に、そのリーダーがどこでどういうふうに活躍するか、また講座で学んだことをどう生かすかということが示されていないため、それを示していくこと。

市町村レベルでは、予算的な問題もあり、ほとんど実施されていないこと。

講座のカリキュラムに、講座終了後にリーダーが講義を開く時の実践方法が、組み立てられていないこと。

今後に向けて

- * 国、都道府県・市町村それぞれの役割を明確にしていくことが必要とされている。
 - ・ 国：リーダー育成の目的・意義の明確化、カリキュラム・ガイドライの提示、講師の派遣、講座の修了者に対する身分保障 など
 - ・ 都道府県：リーダー養成講座の企画・実施、市町村が行うリーダー養成講座への講師の派遣、市町村への講座の運営や講師活動のノウハウの支援、フォローアップ講座の開催 など
 - ・ 市町村：リーダー養成講座の企画・実施
- * 消費者：消費者問題にいかに関心を向けるか。それによっていかに被害を防ぐかが重要。消費者問題に関する意識の高い消費者から、日常的な話の中で伝えていくことの効果は大きい。

2 受講者からの質問と回答(主なもの)について

時間の関係上、質疑応答は省略となった。

愛媛県県民環境部管理局県民生活課

(注) この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。